

【 検 査 】

３２２ 若年性特発性関節炎に対するＲＦ定量の算定について

《令和６年１０月３１日》

○ 取扱い

若年性特発性関節炎に対するＤ０１４「２」ＲＦ定量の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

若年性特発性関節炎（旧称：若年性関節リウマチ）は自己免疫現象を基盤とした疾患でＲＦ定量検査はその診断と経過観察に必要である。

以上のことから、若年性特発性関節炎に対するＤ０１４「２」ＲＦ定量の算定は、原則として認められると判断した。